

# 香川県内の 労災保険非指定(歯科)医療機関の皆様へ

本パンフレットは主に労災指定を受けていない歯科診療所に向けて労災診療費の請求の際の要点をまとめたものです。

労災患者については、健康保険等は使用できず、労災保険非指定医療機関で診療を受けた場合は、一旦窓口で10割を負担したうえで、労災患者が所轄労働基準監督署に費用請求することとなります。

## 1. 労災診療費の算定

労災診療費の額は、健康保険法の歯科診療報酬点数表の点数により、

**労災診療単価(1点12円)** を乗じて算定できます。

※非課税医療機関は1点11.5円(小数点以下切捨て)です。

※他保険と異なり10円未満の端数を四捨五入することはできません。

労災独自に金額を設定している項目については、労災特例の金額で算定することができ、主なものは以下のとおりです。

【初診時】 **初診料 3,850円**

初診時に外来で  
救急医療を行った場合

加算

**救急医療管理加算 1,250円**

【再診時】 **再診料 1,420円**

食事指導等を行い下欄の  
管理料等を算定しない場合

**再診時療養指導管理料 920円**

※ 食事、日常生活動作、機能回復訓練に関する指導を行った場合に算定でき、いずれの指導を行ったかわかるように労災レセプト(摘要欄)に記載してください。

### 【再診時療養指導管理料と併算定できない管理料等】

- ・B000-4 歯科疾患管理料
- ・B000-6~9 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)
- ・B000-11 回復期等口腔機能管理料
- ・B002 歯科特定疾患療養管理料
- ・C001-3 歯科疾患在宅療養管理料
- ・C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
- ・C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
- ・N002 歯科矯正管理料

※算定の例を別紙(請求書)に記載してありますので参考にしてください。

## 2. 労災請求に必要な手続き

以下の①～③により、労災患者自身が労働基準監督署に直接請求しますので、以下の対応をお願いします。

### ①「療養の費用」請求書の証明

労災患者が持参する「療養の費用」請求書(様式第7(1)号又は様式第16号の5(1))の医療機関記入欄への記入(証明)をお願いします。

### ②診療報酬明細書の交付

労災特例以外の診療については、健康保険に準拠するため、健康保険で使用する診療報酬明細書の添付をお願いします。

### ③領収書の交付

なお、「療養の費用」請求書にかかる証明料(文書料)は労災給付対象外のため、徴収しないようお願いします。

## 3. 保険外材料を用いた補綴等について

労災独自に給付対象としているものとして、通達により、保険外材料(オールセラミック、ハイブリットセラミック、メタルボンド:原則1本8万まで)の使用にかかる費用について認められています。

当該費用(8万円)には歯冠修復にあつては歯冠形成(支台築造を含む。)以降、欠損補綴にあつては補綴時診断以降を含みます。

なお、労災給付は個別調査により支給可否を判断していることから、調査の結果、給付対象外として自己負担となる場合がありますので、保険外材料の使用にあたっては、労災患者と十分に相談していただきますようお願いします。

**※ 労災給付は法令により非課税とされており、消費税は徴収できません。**

※ 詳細については、下記を参照して下さい。

平成21年9月1日付け基労補発0901第1号

「労災診療費における歯冠補修及び欠損補綴の取扱いについて」

## 4. 労災保険指定医療機関の指定申請について

労災保険指定医療機関の指定を受けることにより、香川労働局に直接、レセプト請求することができます。

指定申請手続きについては、下記問い合わせ先までお尋ねください。

## 5. その他

労災特例は価格改定があるため、適用時点の価格に注意してください。

制度の詳細や価格については厚生労働省HPのサイト内検索より、「労災診療費算定基準」などで確認できます。

【本件に係る問い合わせ先】

香川労働局労働基準部労災補償課 087-811-8921

香川県歯科医師会

香川労働局

(R6. 6現在)